広尾町医療技術者等修学資金貸付条例

（目的）

第１条　この条例は、将来広尾町又は広尾町内の医療機関等に医療技術者等として勤務しようとする者に対し、その修学に必要な学資金（以下「修学資金」という。）を貸付し、もって町民の健康、子育て、介護福祉の維持及び増進並びに医療技術者等の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）医療機関等　病院及び診療所（医療法（昭和２３年法律第２０５号）第１条の５第１項及び第２項に規定する病院及び診療所をいう。）並びに社会福祉事業（社会福祉法（昭和２６年法律第４５号）第２条第２項及び第３項に規定する社会福祉事業をいう。）を行う事業所

（２）医療技術者等　保健師、看護師、准看護師、保育士、社会福祉士、介護福祉士及び町長が必要と認める資格を有する者

（貸付対象者）

第３条　修学資金の貸付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（１）保健師助産師看護師法（昭和２３年法律第２０３号）第１９条第１号及び第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事の指定した保健師養成所に在学する者であって、将来保健師として広尾町に勤務しようとする者

（２）保健師助産師看護師法第２１条第１号から第３号までの規

定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事の指定した看護師養成所に在学する者であって、将来看護師として広尾町又は広尾町内の医療機関等に勤務しようとする者

（３）保健師助産師看護師法第２２条第１号及び第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事の指定した准看護師養成所に在学する者であって、将来准看護師として広尾町又は広尾町内の医療機関等に勤務しようとする者

（４）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第１８条の６第１号に規定する指定保育士養成施設又は大学等の幼稚園教諭養成課程のある機関若しくは教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）第３１条に規定する指定教員養成機関に在学する者であって、将来保育士として広尾町又は広尾町内の医療機関等に勤務しようとする者

（５）社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第７条第２号及び第３号並びに第４０条第２項第１号から第３号までの規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設に在学する者であって、将来社会福祉士又は介護福祉士として広尾町又は広尾町内の医療機関等に勤務しようとする者

（６）町長が必要と認める資格を取得するために学校又は養成所に在学する者であって、将来その資格をもって広尾町又は広尾町内の医療機関等に勤務しようとする者

（貸付金額等）

第４条　修学資金の貸付金額は、次の各号の区分で定める額とする。

（１）前条第１号及び第２号に該当する者　月額１００,０００円

以内

（２）前条第３号から第６号までに該当する者　月額５０,０００円以内

２　修学資金は、無利子とする。

３　修学資金の貸付期間は、次条第２項の規定により貸付を決定した日の属する月から学校又は養成所を卒業する日の属する月までとする。ただし、町長は、特別の事情があると認めるときは、貸付を決定した日の属する年度の４月から学校又は養成所を卒業する日の属する月までを修学資金の貸付期間とすることができる。

（貸付の申請）

第５条　修学資金の貸付を受けようとする者は、規則の定めるところにより申請書を町長に提出しなければならない。

２　前項の申請書の提出があった場合は、町長は、貸付の可否及び貸付金額を決定し、申請者に通知するものとする。

（連帯保証人）

第６条　修学資金の貸付の決定を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、速やかに債務を負担する能力を有する連帯保証人２人を定め、誓約書に連署の上、これを町長に提出しなければならない。

２　連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

３　連帯保証人が欠けたとき、又は破産手続開始の決定その他の理由により適格性を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて、町長に届け出なければならない。

（貸付の取消し及び停止）

第７条　貸付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、貸付の決定を取り消し、又は貸付を停止することができる。

（１）修学資金の貸付を受けることを辞退したとき。

（２）退学したとき。

（３）疾病その他の理由により修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

（４）死亡したとき。

（５）その他正当な理由がなく貸付の条件に違反し、又は修学資金の貸付目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

２　貸付決定者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、町長は、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付を停止するものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付された修学資金があるときは、その修学資金は、当該貸付決定者が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として貸付されたものとみなす。

（返還の債務の免除）

第８条　修学資金の貸付を受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は、貸付した修学資金の返還の債務を免除するものとする。

（１）第３条第１号及び第２号に該当する者が医療技術者等の資格取得後に医療技術者等として広尾町又は広尾町内の医療機関等に修学資金の貸付を受けた期間の１.５倍に相当する期間勤務したとき。

（２）第３条第３号から第６号までに該当する者が医療技術者等の資格取得後に医療技術者等として広尾町又は広尾町内の医

　　療機関等に修学資金の貸付を受けた期間の２倍に相当する期

間勤務したとき。

（３）前２号に規定する期間中に業務により死亡又は業務に起因する心身の故障のため当該業務を継続することができなくなったとき。

（返還の方法）

第９条　借受者は、学校又は養成所卒業後３年以内の期間において貸付を受けた修学資金の総額を返還しなければならない。

２　借受者が第７条第１項の規定により貸付の取消しを受けた場合は、その事由の生じた月の翌月から起算して貸付を受けた期間に相当する期間（次条の規定により返還の債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間）内に月賦又は半年賦の均等払い方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

３　借受者は、正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったときは、広尾町税外公法上の収入条例（平成２５年条例第２７号）第３条の規定により計算した延滞金を支払わなければならない。ただし、町長は、特別の事情があると認めるときは、その延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（返還の債務の履行の猶予）

第１０条　借受者が次の各号のいずれかに該当する期間中は、町長は、貸付した修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

（１）医療技術者等の資格取得後、医療技術者等として広尾町又は広尾町内の医療機関等に勤務するとき。

（２）災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき。

（返還の債務の減免）

第１１条　借受者が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長

は、貸付した修学資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。

（１）死亡したとき。

（２）心身の故障により返還が困難となったとき。

（３）災害、疾病その他やむを得ない理由により広尾町又は広尾

町内の医療機関等において医療技術者等として勤務しなかったとき。

（４）広尾町又は広尾町内の医療機関等において医療技術者等として勤務しようとするとき、既に医療技術者等が充足されている場合は、３年間勤務を猶予し、この３年間を経過しても勤務不可能なとき。

（５）その他町長が特別の事情があると認めるとき。

（学業成績表の提出）

第１２条　借受者は、規則で定めるところにより毎年学業成績表を町長に提出しなければならない。

（委任）

第１３条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。